

「コミュニティ企業振興法」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

コミュニティ企業振興法

(前文省略)

第一条

本法令を「仏暦二五四八年・コミュニティ企業振興法令（プララーチャバンヤット・ソンサーム・ウィサーハキット・チュムチョン）」と呼ぶ。

第二条

本法令は官報告示日の翌日から施行する。[注／官報告示日は○五年一月一八日]

第三条

本法令において、

「コミュニティ企業（ウィサーハキット・チュムチョン）」とは、所得創造及び家族、コミュニティ、コミュニティ間の自立のため、法人の形態であるかを問わず、事業を営むに当たって拘束、共生、共同関係にあるグループによる商品生産、サービス提供、もしくはその他に係るコミュニティの事業を意味する。ここに委員会が布告規定した原則に従う。

「コミュニティ企業ネットワーク（クルアカーイ・ウィサーハキット・チュムチョン）」とは、ネットワーク内のコミュニティ企業の運営のために何らかの事業をなす目的を有することにより集ったグループを意味する。

「コミュニティ企業の事業（キチャカーン・ウィサーハキット・チュムチョン）」とは、コミュニティ企業もしくはコミュニティ企業ネットワークの事業を意味する。

「委員会（カナ・カマカーン）」とは、コミュニティ企業振興委員会を意味する。

「委員（カマカーン）」とは、コミュニティ企業振興委員を意味する。

「県コミュニティ企業振興委員会（カナカマカーン・ソンサーム・ウィサーハキット・チュムチョン・チャンワット）」とは、バンコク都コミュニティ企業振興委員会もしくは県コミュニティ企業振興委員会を意味する。

「大臣（ラッタモントリー）」とは、本法令の主務大臣を意味する。

第四条

内閣総理大臣を本法令の主務大臣とする。

第一章

コミュニティ企業

第五条

本法令に基づく振興奨励を受けたいコミュニティ企業は、委員会が布告規定した規則に従い農業振興局に登録を申請しなければならない。

第六条

農業振興局が登録申請を受理し、登録申請したコミュニティ企業が委員会の布告規定した原則に基づき正しい形態及び目的を有していると判断した時、農業振興局は登録し、そのコミュニティ企業に対し登録証明書を発行する。

第七条

コミュニティ企業登録には少なくとも以下の項目がなければならない。

- (一) コミュニティ企業の名称と設立地。
- (二) コミュニティ企業の代表権限者の氏名及び住所。
- (三) コミュニティ企業メンバーの氏名及び住所。
- (四) コミュニティ企業の目的とする事業。

第八条

農業振興局に登録し、事業継続を望むコミュニティ企業は、暦年の年末日から三〇日以内に委員会が定めた方法に従い農業振興局に対し通知する。

第一段に基づき事業継続の意思を二年連続で通知しなかったコミュニティ企業は、農業振興局が督促状をもって一五日以内の期限内に通知するよう督促する。当該督促によっても通知がない場合は農業振興局が登録を取り消す。

事業中止を望むコミュニティ企業は委員会が定めた方法に従い、事業中止日から三〇日以内に農業振興局に通知する。

第二章

コミュニティ企業ネットワーク

第九条

第一章の規定をコミュニティ企業ネットワークの設立登録、事業継続通知、事業中止通知にも準用する。

コミュニティ企業ネットワークは農業振興局に登録後に本法令に基づく振興奨励を受ける権利を有する。

第一〇条

コミュニティ企業ネットワークの管理運営はそのコミュニティ企業ネットワークの規約に従う。

第一段に基づく規約では、コミュニティ企業ネットワークが法人であるかどうかを問わず、少なくともその運営が自発的であることを定めなければならない。

第一条

コミュニティ企業ネットワークは以下を営むことができる。

(一) ネットワーク内のコミュニティ企業の内部事業への以下のような助言と支援。

(a) コミュニティの原料、資源もしくは智恵のコミュニティ企業及び現地の状況にふさわしい利用に係る確立または研究での援助。

(b) 生産、サービス提供、運営、資金調達、マーケティング及びその他のネットワーク内のコミュニティ企業の改善または開発における知識、研修、もしくは援助の提供。

(c) 現地レベル、地域レベル及び国家レベルにおけるネットワーク内のコミュニティ企業の運営のための助言もしくはその他の営み。

(二) ネットワーク内のコミュニティ企業の外部事業への以下のような助言と支援。

(a) ネットワーク内のコミュニティ企業援助及び振興を受けるために公官庁、国営企業、独立行政法人もしくは国のその他の機関、民間機関との連絡における仲立ち。

(b) ネットワーク内のコミュニティ企業の運営における効率性を高める知識交換またはその他の事業のための他のコミュニティ企業ネットワークもしくはコミュニティ企業との連絡調整。

(三) コミュニティ企業が事業運営を安定させ、効率性を高めるための相互の団結及び支援、学術上の協力での振興のセンターとなる。

(四) 公官庁、国営企業、独立行政法人、もしくは国のその他の機関のコミュニティ企業振興における政策または基準に係る委員会への意見の具申。

第三章

コミュニティ企業振興委員会

第一二条

以下から構成されるコミュニティ企業振興委員会を設置する。

(一) 内閣総理大臣もしくは内閣総理大臣が委任した副総理大臣を委員長。

(二) 公官庁及び関係部署からの委員、一三人。すなわち、農業・協同組合大臣、社会開発・人間保障大臣、商業大臣、内務大臣、工業大臣、コミュニティ開発局長、輸出振興局長、工業振興局長、国税局長、国家科学技術開発事務局長、コミュニティ機関開発インスティテュート所長、農業・農業協同組合銀行総裁及び貯蓄銀行総裁。

(三) 大臣が定めた規則に従いコミュニティ企業の運営者により選抜された者から内閣が任命したコミュニティ企業代表委員、一〇人。

(四) 経営面、金融面、及び商工業面で一人ずつ、専門性及び経験を有する者から大臣が任命した有識者委員、三人。

農業振興局長を委員兼書記とし、コミュニティ振興局長がコミュニティ振興局の代表を一人任命し、副書記とする。

第一三条

委員会は以下の権限義務を有する。

- (一) コミュニティ企業の事業開発振興の政策、基準及び計画に係る委員会への意見具申。
- (二) コミュニティ企業の事業が独立性及び効率性を有するようにするための関係官民機関への連絡調整。
- (三) コミュニティ企業及びコミュニティ企業ネットワークの運営の効率性を高める援助、支援または助言の提供。
- (四) コミュニティ企業の事業に資する特許、商標もしくはその他の知的財産の登録申請における振興及び援助。
- (五) コミュニティ企業の事業運営開発振興のための学術研究支援。
- (六) 本法令もしくは他の法律が委員会の権限義務と規定したところに基づく、あるいは内閣が委任したところに基づくその他の任務。

第一四条

第一二条(三)及び(四)に基づく委員は以下の資格を有し、かつ禁止状態にあってはならない。

- (一) タイ国籍を有する。
- (二) 職位もしくは定期的月給を有する公務員ではない。
- (三) 公官庁、国営企業、もしくは地方公共団体の職員もしくは雇員ではない。
- (四) 背任、あるいは公務上の不正行為により公官庁、政府機関もしくは国営企業を解任、懲戒免職もしくは退職になったことがない。
- (五) 政治職者、地方議会議員、地方行政者、政党の顧問委員もしくは責任者、職員ではない。ただし地方議会議員または地方行政人は第一二条(四)に基づく有識者委員としての禁止状態にあるとはみなさない。
- (六) 破産者ではない。
- (七) 無能力者もしくは準無能力者ではない。
- (八) 過失罪もしくは軽犯罪を除き、確定判決で禁固刑を受けたことがない。このとき刑罰の決定、あるいは刑の執行を待たない。

第一五条

第一二条(三)及び(四)に基づく委員の任期は三年とする。

委員が任期切れで退任した場合、その委員は新委員が任命されるまでその任に留まる。

任期切れで退任された委員は再任されることができる。

第一六条

任期切れによる退任のほか第一二条（三）及び（四）に基づく委員は以下の時に退任する。

- （一）死亡した。
- （二）辞任した。
- （三）背任、不行跡、能力喪失を理由に内閣が解任した。
- （四）過失罪もしくは軽犯罪を除き、確定判決で禁固刑を受けた。このとき刑罰の決定、あるいは刑の執行を待たない。
- （五）第一四条に基づく資格を失った、もしくは禁止様態にある。

第一七条

第一二条（三）及び（四）に基づく委員が任期満了前に退任した場合、内閣は他の者を代わりに任命する。新たに任命された者の任期は前任者の残り任期と同じとする。ただし他の委員の残り任期が九〇日未満の場合は新たな代わりの委員を任命しなくともよい。

第一八条

委員会の会議は全委員の半数以上の出席をもって成立する。

委員長を会議の議長とする。委員長が会議に参加しない、もしくは任務を遂行できない場合は会議に参加した委員が一人の委員を互選し、会議の議長とする。

決定は多数決をもってする。委員一人は一票を有し、票数が同数の場合は会議の議長が決定票を投じる。

第一九条

委員会は、委員会に代わって、もしくは委員会の委任に従い審議または執行するための小委員会を任命することができる。第一八条の内容を小委員会に準用する。

第二〇条

以下のように県コミュニティ企業振興委員会を全県に設置する。

（一）バンコク都においては、バンコク都コミュニティ企業振興委員会を設置する。その構成はバンコク都知事もしくはバンコク都知事が委任したバンコク副都知事を委員長、バンコク都庁次官、コミュニティ開発局代表、輸出振興局代表、工業振興局代表、国税局代表、国家科学技術開発事務局代表、コミュニティ機関開発インスティテュート代表、農業・農業協同組合銀行代表、貯蓄銀行代表、大臣が定めた規則に従いバンコク都内のコミュニティ企業運営者から選抜した者の中からバンコク都知事が任命したコミュニティ企業代表六人、経営面、金融面、及び商工業面で一人ずつ、専門性及び経験を有する者からバンコク都知事が任命した有識者委員三人を委員とし、県農業官を委員兼書記とする。

(二) その他の県においては、県コミュニティ企業振興委員会を設置する。その構成は県知事もしくは県知事が委任した県副知事を委員長、県次官、県保健医官、県開発官、県社会開発・人間保障官、県商業官、県工業官、その県に事務所を有する国税局代表一人、その県に支店を有する農業・農業協同組合銀行代表一人、その県に支店を有する貯蓄銀行代表一人、大臣が定めた規則に従い県内のコミュニティ企業運営者から選抜した者の中から県知事が任命したコミュニティ企業代表六人、経営面、金融面、及び商工業面で一人ずつ、専門性及び経験を有する者から県知事が任命した有識者委員三人を委員とし、県農業官を委員兼書記とする。

第二一条

県コミュニティ企業振興委員会は以下の権限義務を有する。

(一) バンコク都内もしくは県内におけるコミュニティ企業の事業開発振興の政策、基準及び計画に係る委員会への意見具申。

(二) バンコク都内もしくは県内におけるコミュニティ企業の事業が独立性及び効率性を有するようにするための関係官民機関への連絡調整。

(三) バンコク都内もしくは県内におけるコミュニティ企業の事業に資する特許、商標もしくはその他の知的財産の登録申請における振興及び援助。

(四) 第四章に規定されたところに基づく県内のコミュニティ企業の振興に係る検討と委員会への意見具申。

(五) 本法令もしくは他の法律が県コミュニティ企業振興委員会の権限義務と規定したところに基づく、あるいは委員会が委任したところに基づくその他の任務。

県コミュニティ企業振興委員会の(二)(三)もしくは(四)に基づく運営は、委員会が定めた、もしくは内閣に提案したコミュニティ企業開発振興の政策、基準または計画に相反したり、矛盾してはならない。

第二二条

第一四条、第一五条、第一六条及び第一七条の内容をバンコク都知事または県知事が任命した県コミュニティ企業振興委員会のコミュニティ企業代表委員、有識者委員にも準用する。ただし当該委員の第一六条(三)に基づく退任は、バンコク都知事または県知事が解任した時に退任する。

第一八条及び第一九条の内容を県コミュニティ企業振興委員会に準用する。

第二三条

委員、小委員会委員、第二〇条に基づく委員、第三一条に基づく委員は、内閣が定めたところに従い、本法令に基づく任務遂行において会議手当、交通費、日当、宿泊費及びその他の費用を支給される。

第二四条

農業振興局は委員会の事務局として委員会の事務、会議、データ収集分析、及び委員会の任務に係る諸事務を担当する。

県農業事務所は県コミュニティ企業振興委員会の事務局として第一段に基づく事務を担当する。

第四章

コミュニティ企業振興

第二五条

農業振興局に登録したコミュニティ企業もしくはコミュニティ企業ネットワークは、委員会が定めた方法に従い、委員会に対し振興奨励または支援を申請することができる。

第二六条

委員会は初等水準レベルのコミュニティ企業の健全な自立のため、事業開発の振興及び支援、設立にあたっての知識付与及び支援、相互協力、コミュニティの原料、資源もしくは智恵のコミュニティ企業及び現地の状況にふさわしい利用に係る研究、あるいは生産及びサービスのプロセス、人事管理、会計、資金調達、マーケティングなど事業管理に係る知識付与で標準を制定する。

第二七条

委員会はコミュニティ企業が第二六条に基づき健全に自立した後も、コミュニティ企業の準備態勢及び必要性に応じて、レベル向上のための知識付与及び事業運営支援、事業開発の振興及び支援で標準を制定する。例えばコミュニティ企業の製品振興及び開発、市場の需要に応じた最新デザイン、相互協力、あるいはコミュニティ企業がレベルを向上できるような品質、製造、管理、マーケティング面での技術開発のための研究支援を実施する。

第二八条

コミュニティ企業が合同でコミュニティ企業ネットワークを設立したい、もしくは事業組織を設立したい場合、委員会はその設立、運営、マーケティングを支援し、コミュニティ企業事業の事業基板を拡大し、信頼性を創出するために、コミュニティ企業ネットワークもしくはビジネスセクターあるいはその他の産業セクター間の関係及び協力態勢を振興する。

第二九条

委員会はコミュニティ企業事業の製品もしくはサービスを信頼性のあるものであり、消費者もしくはサービス利用者にとって安全であるものとするために、製品の品質維持、及び原産地、構成部品、製造方法、品質もしくはその他の特徴に係る保証、あるいはサービスの形態、質、種類

もしくはその他の特徴に係る保証に係るコミュニティ企業の運営を振興する。

第一段に基づく振興において、委員会はコミュニティ企業の事業が商標法に基づく商標登録でアドバイスまたは援助する。あるいはコミュニティ企業事業の製品、サービスへの相当の保護のためにアドバイスもしくは援助する。

第三〇条

コミュニティ企業事業の振興及び支援において、委員会は以下の件での実施を検討する。

(一) 委員会が第二六条及び第二七条に基づき制定した標準の振興、支援、第二八条及び第二九条に基づく振興支援のための関係機関との調整。

(二) 営業資金に係る問題を抱えたコミュニティ企業事業の振興、支援、もしくは支援にあたっての関係機関との調整。

(三) コミュニティ企業にとって益となり、その必要性に応じた例えば経営、会計、租税面での研修、もしくは知識移転の実施。あるいは生産またはマーケティング面での知識、技術の移転。

(四) コミュニティ企業事業の運営もしくは振興にとって障害となっている法律、規則、規約の改正での提案。

(五) 委員会がコミュニティ企業の振興に益すると判断したその他の件での実施。

第三一条

財務大臣を委員長とし、委員会が任命した一二人以下の委員からなり、以下の権限義務を有するコミュニティ企業事業開発基金政策調整委員会を設置する。

(一) コミュニティ企業事業の支援が効率性を有し、無益な混乱を減じ、相互に振興、支援させるため各基金の運営を調整する。

(二) コミュニティ企業事業に係る目的を有する各基金の運営を追跡、評価する。

(三) コミュニティ企業事業の支援にあたっての資金問題解決に向けた関係基金もしくは関係委員会への提案。

(四) 委員会が委任したその他の件での実施。

第一五条、第一六条及び第一七条の内容を委員会が設置したコミュニティ企業事業開発基金政策調整委員会にも準用する。ただし第一六条(三)に基づく当該委員の退任は、委員会が解任した時に退任する。

第一八条、第一九条及び第二四条の内容をコミュニティ企業事業開発基金政策調整委員会にも準用する。

第三二条

コミュニティ企業の事業にとって不適切または不当な負担となっている法律もしくは規則規約がある場合、委員会は相当と判断したところに従って、コミュニティ企業に対し当該負担の低減のための検討を内閣に具申することができる。

第三三条

委員会が第三〇条に基づく行動のために関係する政府機関、国営企業、独立行政法人または他の国の機関との調整がうまくいかない場合、委員会は以後の行動を検討してもらうためその件について内閣に提出する。

経過規定

第三四条

内閣総理大臣は本法令の施行日から九〇日以内に第一二条（三）及び（四）に基づく委員、第二一条に基づく県コミュニティ企業振興委員会のコミュニティ企業代表委員及び有識者委員の任命があるようにする。

（おわり）